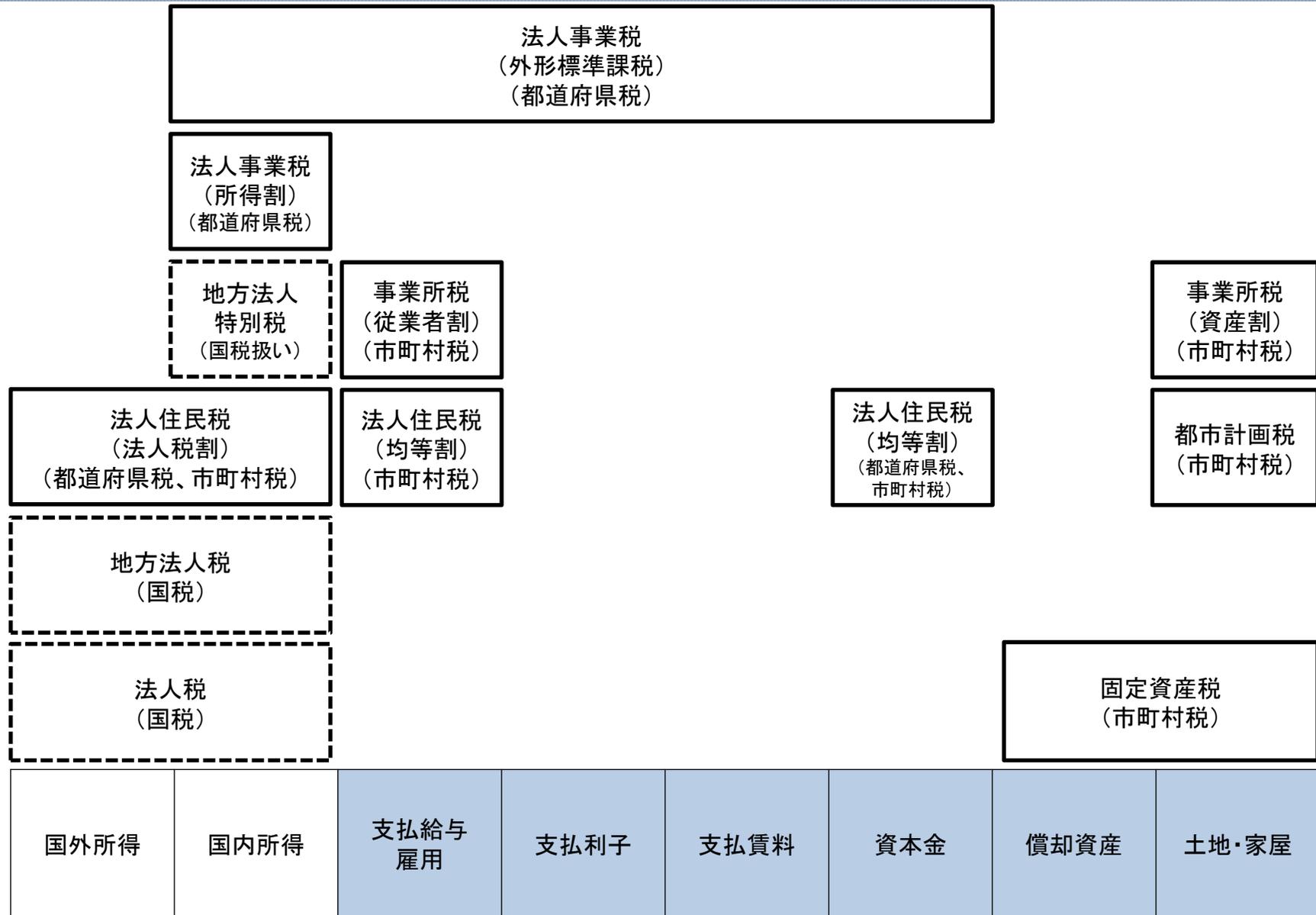
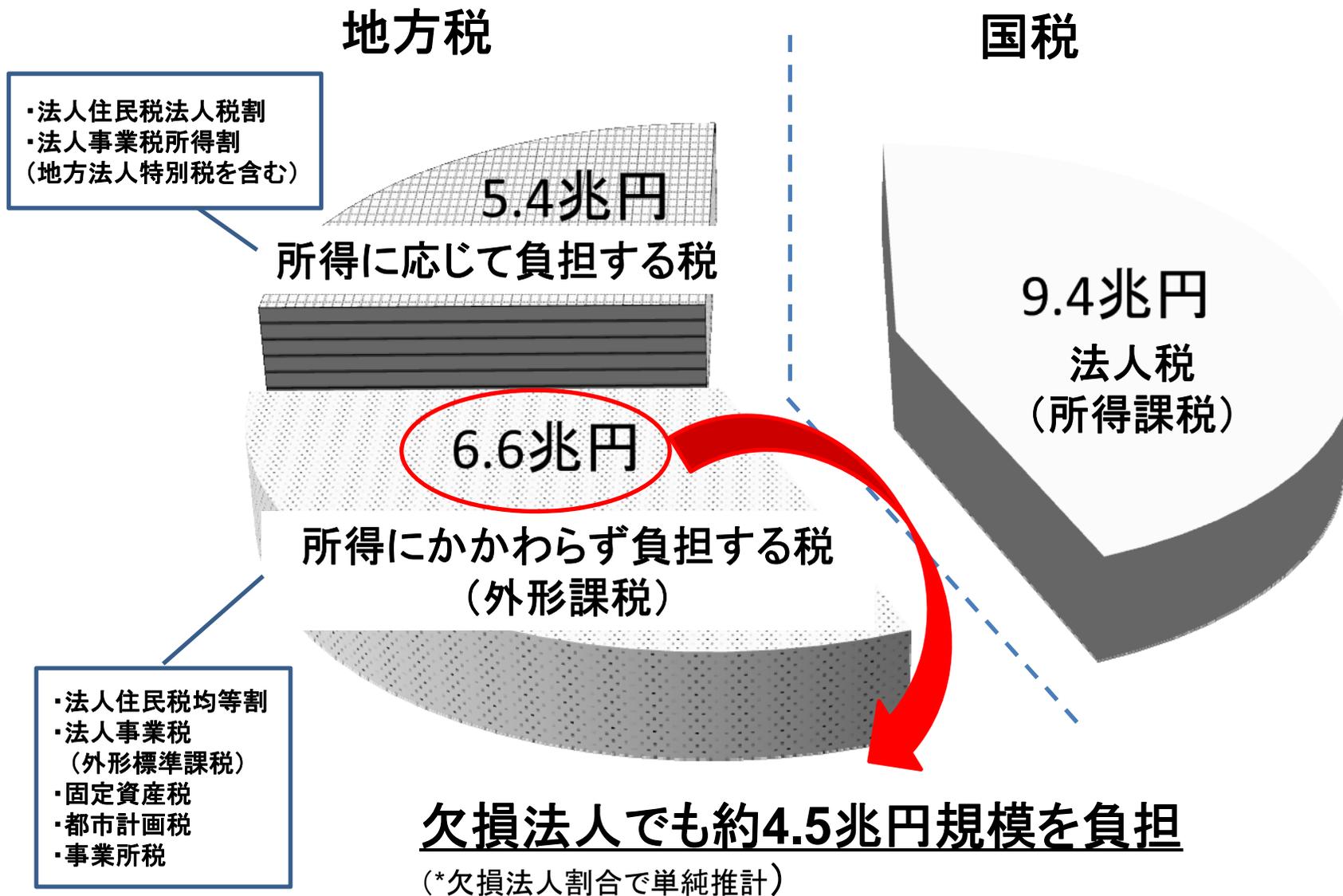


添付資料

1. 法人の負担する国税・地方税と課税標準



2. 欠損法人の税負担（平成23年度決算額）



出所:平成23年度「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税の課税状況等に関する調」、「固定資産の価格等の概要調書」等を基に作成。

* 固定資産税(土地、家屋)は課税標準額の法人割合分を計上

* 都市計画税は、宅地の課税標準額の法人割合分で推計して計上

* 欠損法人の負担額は、法人事業税(外形標準課税)以外は、「道府県税の課税状況等に関する調」に基づく欠損法人(73%)、利益法人(27%)の割合で単純推計

3. 外形標準課税

【外形標準課税の国際的動向】

国名	税	動向
ドイツ	営業税	1980 営業税の「賃金課税」部分を廃止 1998 営業税の「資本金課税」部分を廃止(所得に対する課税は存続)
フランス	職業税	2003 職業税の「支払給与額」に対する課税を廃止 2010 職業税を廃止(「建物、土地、設備(償却資産)」に対する課税を廃止) 2010 国土経済拠出金(企業不動産負担金、企業付加価値負担金)を創設 ・企業不動産負担金の課税標準: 不動産賃貸価値(償却資産は除く) ・企業付加価値負担金の課税標準: 企業の付加価値(売上高等一原材料費等)
米国 (ミシガン州)	単一事業税	1999 単一事業税の廃止を決定 2007 単一事業税(課税標準: 資産、賃金、売上)を廃止 2008 事業税(課税標準: 売上、法人所得)を代替措置として創設 2011 現行事業税を廃止し、連邦税法上の課税所得を基にした法人所得課税を創設

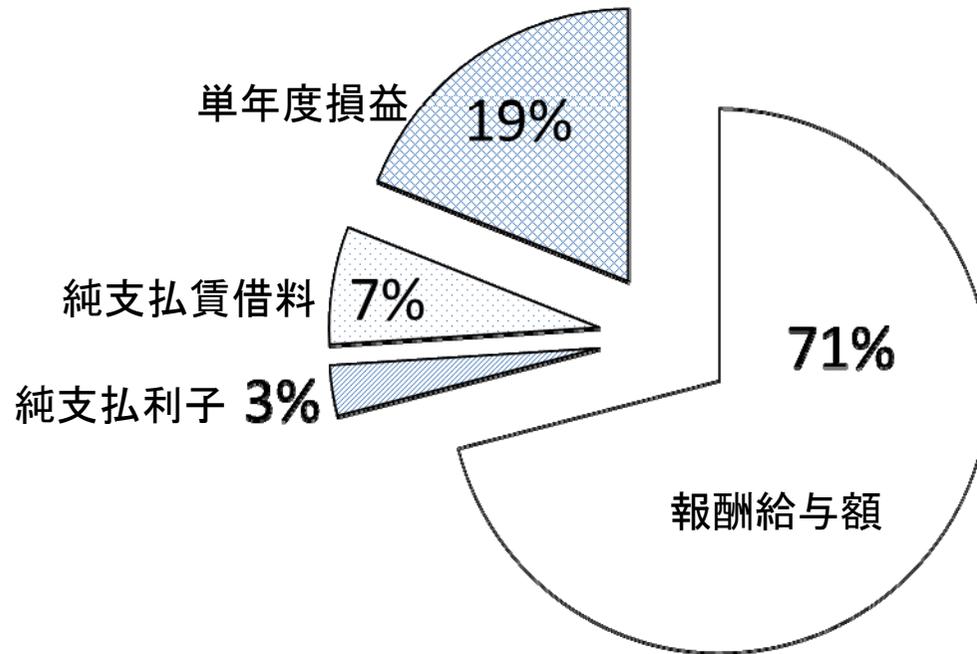
4. 外形標準課税（付加価値割）（1）

【付加価値割の概要】

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$

$$\text{付加価値額} = \begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{（報酬給与額＋純支払利子} \\ \text{＋純支払賃借料）} \end{array} + \text{単年度損益}$$

付加価値割の内訳



5. 外形標準課税（付加価値割）（2）

【雇用安定控除の仕組み】

「報酬給与額」が「収益配分額(*)」の70%相当額を超える場合には、雇用安定控除として、「付加価値額」から一定額（雇用安定控除額）を控除する。（地方税法72条の20、地方税法施行令20条の2の18）

(*) 収益配分額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料（単年度損益は除く）

(例) A社 報酬給与額: 160 収益配分額: 200

収益配分額 (200)

報酬給与額 160 (収益配分額に占める割合 約80%)	純支払利子	純支払賃借料	単年度損益
	20	20	20

付加価値額 200 付加価値額 [収益配分額 (200) + 単年度損益 (20)] - 雇用安定控除額 (20)	雇用安定控除額 20
---	---------------

雇用安定控除額 = 報酬給与額 (160) - [収益配分額 (200) × 70%] = 160 - 140 = 20

賃金が 20 増加すると

付加価値額も 14 増加
(報酬給与額の70%増加)

税負担増

(例) A社 報酬給与額: 180 収益配分額: 220

収益配分額 (220)

報酬給与額 180 (収益配分額に占める割合 約82%)	純支払利子	純支払賃借料	単年度損益
	20	20	20

付加価値額 214 付加価値額 [収益配分額 (220) + 単年度損益 (20)] - 雇用安定控除額 (26)	雇用安定控除額 26
---	---------------

雇用安定控除額 = 報酬給与額 (180) - [収益配分額 (220) × 70%] = 180 - 154 = 26

6. 外形標準課税（付加価値割）（3）

【収益配分額に占める報酬給与額の割合における法人数】

区分 資本金別	収益配分額に占める報酬給与額の割合	
	70%以下の法人数	70%超の法人数
1億円超～ 10億円未満	2,035	14,670
10億円	41	265
10億円超～ 50億円未満	433	2,973
50億円	13	69
50億円超～ 100億円未満	86	686
100億円以上	188	1,104
計	2,796社	19,767社



- ・70%を下回る場合
⇒賃金増加額の100%が課税対象
- ・70%を超えた場合
⇒賃金増加額の70%は課税対象

- ・賃金増加額の70%は課税対象

7. 地方法人課税の偏在性

【人口1人当たりの都道府県別税収額の格差(平成23年度決算額)】

法人住民税、法人事業税は偏在性が非常に高い

最大／最小値	
法人住民税	5.7倍
法人事業税	5.1倍
個人住民税	2.9倍
地方消費税	1.8倍

出所:総務省「平成23年度道府県税徴収実績調」及び
「平成23年度市町村税徴収実績調」を基に作成